

首都圏等における「美食福井」食材プロモーション業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「美食福井」として紹介している福井県産食材「そば、いちほまれ、福井梅、越のルビー、上庄さといも、とみつ金時、三里浜三年子らつきょう、吉川ナス、さかほまれ地酒、九頭竜まいたけ、香福茸、若狭牛、ふくいポーク、福地鶏、越前がに、甘えび、若狭ふぐ、越前がれい、ふくいサーモン、若狭ぐじ、若狭のかき・岩牡蠣、敦賀真鯛、若狭まはた」（以下、「美食福井」食材という。）について、首都圏等における認知獲得、ブランド価値向上のため、「美食福井」PR動画を効果的に活用した情報発信、PRイベントの企画運営等、一体的なプロモーションを実施する。

2 企画提案書を募集する委託業務内容

- (1) 業務名 首都圏等における「美食福井」食材プロモーション業務
- (2) 事業内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 予算限度額 13,200千円（消費税および地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 審査会の日において、現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。
 - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 地方税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 過去3年間において、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

4 プロポーザル審査の手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
① 実施要領等の公表	令和8年4月1日(水)
② 質問受付期間	令和8年4月1日(水)～4月8日(水)
③ 参加申込期間	令和8年4月1日(水)～4月15日(水)
④ 参加資格の結果通知	令和8年4月17日(金)
⑤ 企画提案書提出期限	令和8年4月30日(木)
⑥ 審査会	令和8年5月12日(火)
⑦ 契約締結	令和8年5月下旬予定

(2) 質問の受付および回答

次のとおり質問を受付し、回答する。

- ① 受付期間 令和8年4月1日(水)～4月8日(水)の17時
- ② 提出場所 下記「5 問い合わせ先」に同じ
- ③ 提出方法 質問書(別添様式1)により、電子メールにより送信すること。
なお、電話、FAX、その他の方法での質問は一切受け付けない。
電子メールアドレス: ryutsu@pref.fukui.lg.jp
- ④ 回答方法 令和8年4月9日(木)17時までに、福井県農林水産部流通販売課ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書の提出

次のとおり参加申込書(別添様式2)を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年4月15日(水)17時(必着)
- ② 提出書類

提出書類	部数
○参加申込書(別添様式2) ○企画提案参加資格誓約書(別添様式3)	1部
○定款や登記事項証明書の写し(これに類するもの) ・なお、共同企業体にあつては、主たる企業のみで可 ○過去の同種案件の受託実績がわかるもの(契約書の写し等) ○共同企業体にあつては、当業務を連帯共同して行うことを記載した協定書等の写し	1部
(参考資料) ○企画提案参加事業者の概要・事業内容・運営体制等が分かる書類(会社案内等) ○主たる企業について、直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し ○県内に事業者を有する者は県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書	1部

- ③ 提出先 下記「5 問い合わせ先」に同じ
- ④ 提出方法 電子メールによる。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認

める。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、提出後における申込書の追加および変更は認めない。

(4) 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を4月17日（金）17時までに電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を通知する。

参加資格の結果通知後に審査会への参加を辞退する場合は、審査会参加辞退届（別添様式4）を4月30日（木）12時までに電子メールにより提出し、電話にて確認すること。なお、企画提案参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

(5) 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書等を提出すること。

① 提出期限 令和8年4月30日（木）17時までとする。（必着）

なお、提出後における提案書の追加および変更は原則認めない。

② 提出書類 以下のとおり（様式は任意）

提出書類	部数
○企画提案書 ・別添仕様書を満たす内容 ・ <u>企画提案書はA4サイズ横向きとし、表紙を含め20ページ以内とすること。</u>	1部
○経費見積書（内訳含む） ・項目、数量、単価、金額、税等を明らかにすること。 ・費用の総額は上記2（4）に定める限度額を超えないこと。 ・積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を記載すること。	1部

③ 提出先 下記「5 問い合わせ先」に同じ

④ 提出方法 電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

⑤ 留意事項

- ・企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等のデータは削除しない。
- ・提出された企画提案書等のデータは、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ・応募多数の場合は、事前に書類審査をする場合がある。

(6) 審査会

① 日 時 令和8年5月12日（火）予定
実施時間等の詳細は別途通知する。

② 場 所 福井県庁

③ 持参資料 審査員用の提出資料は、事務局で準備するため不要とする。

	自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の提案があり、その内容が優れたものであるか。また、令和9年度以降、「美食福井」食材の継続的な認知度向上および販路形成・拡大に結び付くプロモーションであるか。 ・費用に見合う効果となっているか。 ・「美食福井」食材の魅力発信に繋がる効果的な取組みか。
2 業務遂行能力関係		
	趣旨・目的の理解	本事業の趣旨、目的を理解した提案内容であるか。また、業務に対し、積極的に取り組む意欲があるか。
	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業責任者・担当者の役割分担、体制図、連絡フローが明確であるか。 ・提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 ・人員体制は整っており、業務を円滑に進めることができるか。 ・飲食店支援、食材手配、フェア型事業等に関する過去の実績があるか。また、業務実績は良好であるか。 ・県産食材・産地流通・飲食店に対する知識やネットワークを持つか。
	経費積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性が図られているか。 ・全体の予算額について、費用対効果が優れているか。 ・企画提案の内容が実現可能な経費内訳になっているか。

② 優先交渉権者の決定について、審査会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

③ 選考結果通知については、全ての本プロポーザル参加者に対し、代表者（担当者）宛電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

(8) 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づいて契約を締結する。したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではなく、事業の円滑かつ効果的な実施に必要と認められる場合は、企画提案書の内容について修正又は変更を求める場合がある。

なお、軽井沢町に関する企画は、「福井県と軽井沢町との相互発展に向けた連携に関する協定」に係る関係機関との調整により、提案内容から大きく変更を求める場合がある。

5 問い合わせ先

福井県農林水産部流通販売課（県庁舎 8 階）

担当：山田、下嶋

住所：〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 1 7 - 1

電話：0776-20-0421・FAX：0776-20-0649

E-mail：ryutsu@pref.fukui.lg.jp